

寺下 史郎  
執行役員

西村 圭子  
(社)日本証券アナリスト協会検定会員  
nishimura-keiko@irjapan.co.jp  
03-3796-1185

日本のコーポレートガバナンス制度に関する説明を求める声  
が、急速に高まっている。一方では、近年の大幅な商法改正に  
より株主総会議案に関する情報開示と決議方法も複雑化してお  
り、大変分かりにくい状況にある。

本レポートは、機関投資家、特に外国人投資家を対象とし、日  
本企業のコーポレートガバナンス体制と株主総会議案について  
の理解促進を図るべく、その概要を簡潔にまとめたものである。

#### ・商法改正による2つの経営統治（コーポレートガバナンス）機構

日本の商法は、急速にグローバル化が進展する日本  
企業の経営実態を反映するべく、近年大幅な改正が  
行われてきた。とりわけ、2003年の改正商法施行に  
よって従来の「監査役設置会社」に加え、新たに「委  
員会等設置会社」が創設され、2つの経営統治機構  
が認められることとなった。

1)「監査役設置会社」：日本企業の一般的な経営統  
治機構。2002年の改正商法施行により、監査役  
は3名以上で、その半数以上が社外監査役であ  
ること、かつ取締役等や使用人であったことが  
過去および現在（子会社含む）ある者は社外監  
査役として一切認められないなど（従来の5年  
間の冷却期間の廃止）、より厳格な監査体制が義  
務付けられた（2006年6月総会から全面適用）。

2)「委員会等設置会社」\*：2003年の改正商法施行  
によって移行が可能となった経営統治機構。取  
締役会の中に、それぞれ取締役3名以上で構成  
され社外取締役が過半数を占める監査委員会、  
指名委員会、報酬委員会の3委員会を設けると  
ともに、執行役を設置することで経営の監視と  
執行が完全に分離された制度。

\*資本金5億円以上または負債総額200億円以上の「大会  
社」（商法特例法上の「みなし大会社」含む）は、定款に規  
定し、各種要件を満たすことで委員会等設置会社に移行す  
ることができる。

## ・株主総会の定足数と議案成立要件

日本企業の株主総会議案は、米国、英国の株主総会と同様に、普通決議および特別決議の2種類に大別される。

- 1) 普通決議：総株主の議決権の過半数に当たる株式を有する株主が出席し（定足数）、その議決権の過半数以上の多数による決議となる。ただし、定款により定足数を免除することができるため、出席した株主の議決権の過半数の賛成で議案が成立する。
- (ただし、取締役、監査役の選任議案については、総株主の議決権の3分の1以上の定足数が不可欠)

- 2) 特別決議：総株主の議決権の過半数に当たる株式を有する株主が出席し（定足数）、その議決権の3分の2以上の多数による決議となる。ただし、定款により“総株主の議決権の3分の1以上”へと定足数を緩和することができるため、出席した株主の議決権の3分の2以上の賛成で議案が成立する。

日本企業の株主総会は、多くの場合、議決権の3分の1以上の投票（定足数）で成立し、普通決議の場合は投票数の過半数による賛成、特別決議の場合は投票数の3分の2以上による賛成で可決される。

## ・株主総会議案

普通決議：監査役設置会社においては総会議事項である議案でも、取締役会の監督機能が大幅に強化されている委員会等設置会社では取締役会議事項となっているものがある。

特別決議：監査役設置会社、委員会等設置会社ともに株主総会での決議が必要。

### A) 普通決議

監査役設置会社 普通決議	委員会等設置会社 普通決議
議案：計算書類の承認 (貸借対照表、損益計算書、 利益処分案(各種剰余金繰入/取崩、配当金支払、 役員賞与支払)/損失処理案)	議案：取締役の選任 取締役の任期は1年 (毎年の株主総会で選任)  利益処分は原則として取締役会で確定  取締役及び執行役の報酬や退職慰労金は、 報酬委員会で決定 (利益処分による取締役賞与支払いは 認められていない)  監査は監査委員会が責務を担う。
議案：取締役の選任 (取締役の任期は2年または1年)	
議案：監査役を選任 (監査役の任期は4年に延長(2003年6月総会~))	
議案：取締役、監査役の報酬総額枠の決定	
議案：退任取締役、退任監査役への退職慰労金の支給	

B)特別決議

監査役設置会社	委員会等設置会社
特別決議	
議案：定款変更	
議案：営業全部または重要な一部の譲渡、譲受け	
議案：取締役および監査役の解任	
議案：合併契約書の承認	
議案：株式の併合	
議案：株式交換契約書の承認	
議案：会社分割計画書・契約書の承認	
議案：善意で重過失がない場合の取締役の責任軽減	
議案：資本の減少	
議案：ストックオプションとしての新株予約権の発行	
など	

以上は企業提案

監査役設置会社	委員会等設置会社
株主提案	
株主提案：議案として適法と認められたもの	

注：株主提案権の行使には、6ヶ月前から引続き会社の総株主の議決権の1%以上または300個以上の議決権を有する株主が、株主総会開催の8週間前までに取締役に書面を提出することが必要。

・議決権行使の方法

1) 議決権行使の方法

典型的な議案例

議案	賛否					
	監査役設置会社			委員会等設置会社		
第1号議案：利益処分案承認の件	賛成	反対	棄権	(議案なし)		
第2号議案：定款一部変更の件	賛成	反対	棄権	賛成	反対	棄権
第3号議案：取締役選任の件						
候補者1：A氏	賛成	反対	棄権	賛成	反対	棄権
候補者2：B氏	賛成	反対	棄権	賛成	反対	棄権
候補者3：C氏	賛成	反対	棄権	賛成	反対	棄権
候補者4：D氏	賛成	1名ずつ賛否を 記入することができる	棄権	賛成	反対	棄権
候補者5：E氏	賛成		棄権	賛成	反対	棄権
候補者6：F氏	賛成		棄権	賛成	反対	棄権
候補者7：G氏	賛成	反対	棄権	賛成	反対	棄権
候補者8：H氏	賛成	反対	棄権	賛成	反対	棄権

候補者9：I氏	賛成	反対	棄権	賛成	反対	棄権
候補者10：J氏	賛成	反対	棄権	賛成	反対	棄権
第4号議案：監査役選任の件			1名ずつ賛否を 記入することが できる	(議案なし)		
候補者1：K氏	賛成	棄権				
候補者2：L氏	賛成	棄権				
候補者3：M氏	賛成	反対				
第5号議案：ストック・オプションとして 新株予約権を発行する件	賛成	反対	棄権	賛成	反対	棄権
第6号議案：退職慰労金贈呈の件	賛成	反対	棄権	(議案なし)		

## 2) 賛否表明の方法

賛成または反対の意思表示：「賛成」または「反対」  
にかかると株数を明記

棄権の意思表示：「棄権」にかかると株数を明記（棄  
権行使個数は総行使個数に含まれるが、賛成行使  
個数には含まれない。= 実質的には反対行使と同  
様の効果）

賛成、反対、棄権の意思表示がない場合は、「不行  
使」となり、総行使個数には含まれない。

- 2) - 1 取締役選任議案および監査役選任議案  
議案としては「取締役選任議案」、「監査役選任議  
案」、それぞれ1つの議案の形態をとっているが、  
各候補者について、それぞれ賛否を表明すること  
ができる。賛否を表明するときは、候補者名もし  
しくは候補者番号を記入する。

### ・監査役設置会社の特徴

- 1) 経営統治機能の特徴：日本企業の一般的な経営  
統治機構。取締役会および監査役会によって経  
営統治機能が果たされている。取締役は業務執  
行も兼務することが多いが、監査役会が強力な  
監視機能を担っている。

2002年の改正商法施行により、監査役会の強化  
が図られた。監査役は3名以上で、その半数以  
上が社外監査役であること、かつ取締役等や使

招集通知には、各候補者の略歴、所有株式数、他  
社の代表状況、会社と特別利害関係があるときは  
その要旨を記載しなければならない。

## 2) - 2 その他の議案

取締役・監査役選任議案以外は、1つの議案につ  
いて1つの賛否を表明する。

退任取締役、退任監査役への慰労金支給議案：対  
象者全員への支給についての賛否を表明する。対  
象者とその経歴が、招集通知に記載されている。  
金額等については取締役会、監査役の協議に一任  
される場合が多い。（退職慰労金については、6  
ページ以降を参照）

定款変更：全変更点について、一括して賛否を表  
明する。各変更点の内容と理由が、招集通知に記  
載されている。

用人であったことが過去および現在（子会社含  
む）ある者は社外監査役として一切認められな  
いなど（従来の5年間の冷却期間の廃止）より  
厳格な監査体制が義務付けられた（2006年6月  
総会から全面適用）。

## 2) 経営統治の体制

統治体制：取締役会および監査役会から成る

取締役：任期は1年または2年。

社外取締役の要件\*

1. 現在、会社の業務執行をしていない取締役であること
2. 過去にその会社または子会社の業務執行取締役、執行役または支配人その他の使用人となつたことがないこと
3. 現に子会社の業務執行取締役もしくは執行役、またはその会社もしくは子会社の支配人その他の使用人でないこと

監査役設置会社については、監査役が主たる経営監視機能を担っているため、社外取締役の設置は義務ではない。

監査役：任期は4年（監査役の特権強化の一環として、任期が3年から4年に延長された）。監査役を取締役会への出席と意見陳述が義務化されている。監査役は3名以上で、その半数以上が社

外監査役でなければならない。従って、少なくとも2名の社外監査役が必要。

社外監査役の要件\*

1. 過去にその会社または子会社の取締役、執行役または支配人その他の使用人となつたことがないこと
2. 現に子会社の取締役、執行役または支配人その他の使用人でないこと

以前は、退職後5年間の冷却期間が経過すれば社外監査役への就任が可能であったが、商法改正により認められなくなった(2006年6月総会より全面適用)。

\*NYSE、NASDAQの上場基準では、3年間の冷却期間後は社外取締役への就任が可能となっており、この点では、過去に役員や社員であった者の選任を一切認めない日本企業の要件のほうが厳しい。

## ・委員会等設置会社の特徴

1) 経営統治機能の特徴：2003年の改正商法施行により移行可能となつた経営統治機構。取締役が経営の監視を、執行役が会社業務の執行を、それぞれ担当することにより、経営の監督と執行の2つの機能が完全に分離され、経営の効率化とスピードアップが可能となつた。

2) 経営統治の体制

統治体制：実際の業務執行に関する権限を執行役会に委譲することにより、取締役会は経営の基本方針の決定と経営の監督に専念することができる。

取締役会の中に、それぞれ取締役3名以上（うち社外取締役が過半数）で構成される監査委員会、指名委員会、報酬委員会の3委員会を設けるとともに、執行役を設置することで経営の監視と執行が完全に分離された制度。

取締役：任期は1年。利益処分の権限が取締役会に移したため、株主による経営に対する評価の方法として、毎年の株主総会において取締役が選

任されるという形式をとっている。

社外取締役の要件\*

1. 現在、会社の執行役を兼任していない取締役であること
2. 過去にその会社または子会社の業務執行取締役、執行役または支配人その他の使用人となつたことがないこと
3. 現に子会社の業務執行取締役もしくは執行役、またはその会社もしくは子会社の支配人その他の使用人でないこと

\*NYSE、NASDAQの上場基準では、3年間の冷却期間後は社外取締役への就任が可能となっており、この点では、過去に役員や社員であった者の選任を一切認めない日本企業の要件のほうが厳しい。

取締役会の専決事項（これら以外は執行役による決定が可能）

- ・ 経営の基本方針
- ・ 指名・報酬・監査各委員会を組織する取締役の

- 決定
- ・ 計算書類、附属書類および利益処分案の承認
- ・ 株主総会の招集、議案の決定
- ・ 営業の全部または重要な一部の譲渡の内容の決定
- ・ 中間配当
- ・ 株式交換契約書、合併契約書の内容の決定、等

- ・ 指名委員会：取締役の選任・解任に関する株主総会議案内容の決定権限を持ち、取締役会はこれを修正できない。
- ・ 報酬委員会：取締役および執行役が受ける個人別の報酬の内容を決定する。取締役会が報酬委員会での決定を修正することはできない。  
(報酬制度についての詳細は6ページ以降を参照。)

委員会：取締役会の経営監視機能をサポートするため、3つの委員会が設置される。各委員会は3名以上の取締役で構成され、社外取締役が過半数を占める。

- ・ 監査委員会：監査役設置会社において、監査役会が果たしていた機能を担う。  
監査委員と執行役との兼務はできない。取締役および執行役の職務執行の監査、計算書類の監査を行う。また、会計監査人の選任・解任・不再任の総会議案内容の決定権限は監査委員会が持っており、取締役会に決定権限はない。

執行役：委員会等設置会社における取締役には業務執行権限がないため、業務執行を行う1名以上の執行役の設置が義務付けられている。取締役と同様、会社に対する善管注意義務、忠実義務を負う。任期は1年で、取締役会が選任する。

執行役は、取締役会から委任された事項（取締役会の専決事項以外の事項に限られる）についての決定権限も持つ。

## ・ 取締役・監査役の報酬制度

### 1) 取締役・監査役に対する報酬の決定

	監査役設置会社	委員会等設置会社**
月俸	取締役合計、監査役合計のそれぞれの年間総額の上限を株主総会で決議（毎年決議する必要はない）。	報酬委員会が決定
賞与	利益処分案として株主総会で総額を決議。	取締役会決議で確定する利益処分による賞与の支給はできない。業績に連動した不確定金額報酬は、報酬委員会が決定。
退職慰労金	退職慰労金支給議案として株主総会で決議。金額の決定は、一定の基準に基づき、取締役会ならびに監査役の協議に一任されることが多い。	報酬委員会が決定
その他の非金銭報酬*	株主総会で決議	報酬委員会が決定

\*その他の非金銭報酬：現物支給、不当に廉価な社宅の提供、死亡保険金請求権など

\*\*報酬委員会が決定する報酬の内容

- ・ 確定金額報酬の場合 = 「個人別の金額」
- ・ 不確定金額報酬（業績連動型報酬等）の場合 = 「個人別の具体的な算定方法」
- ・ 非金銭報酬の場合 = 「個人別の具体的な内容」

2) 取締役・監査役に対する報酬の開示

通常の場合

	監査役設置会社	委員会等設置会社
月俸	決議時の議案(招集通知)に取締役合計、監査役合計の年間総額を記載。報酬として支払った総額は附属明細書に掲載。	「決定に関する方針」を営業報告書に開示。 支給した報酬総額は附属明細書に掲載。
賞与	利益処分案に取締役合計、監査役合計の総額を記載。報酬として支払った総額は附属明細書に掲載。	
退職慰労金	報酬として支払った総額は附属明細書に掲載。	
その他の非金銭報酬	決議時の招集通知に開示。報酬として支給した内容は附属明細書に掲載。	

取締役、監査役、執行役の責任軽減規定を定款に設けた会社の場合

	監査役設置会社・委員会等設置会社
月俸	取締役・監査役に支払った報酬その他の職務遂行の対価(使用人兼務の場合は使用人分を含む)の額を営業報告書に開示。
賞与	
退職慰労金	
その他の非金銭報酬	

3) 退職慰労金について

位置付け：在職中の職務遂行の対価として支給される報酬に含まれる、との解釈があり、下記のような税法上のメリットもあって、「報酬の後払い」的なものであると見なされている。

税法上のメリット

- ・企業側：適正な金額であれば全額損金算入できる
- ・退職者側：個人の所得税課税におけるタックス・メリットあり

支給決議：定款に定める、または株主総会の決議による

算定方法：当人の月額報酬と在任年数を基準に算定される場合が多い。

社外取締役・社外監査役に対する退職慰労金：上記と同様の扱い

4) ストックオプションについて

位置付け：報酬には含まれない(新株予約権の有利発行)

付与決議：株主総会の特別決議が必要(発行する新株予約権の総数、払込金額、行使期間等の詳細を招集通知に記載)

・会計監査人について

会計監査人の選任：

- ・監査役設置会社：監査役会の同意を得たうえで、

株主総会において選任。監査役会は取締役会とともに、選任、解任等に関する議案の提出権を持つ。

- ・委員会等設置会社：監査委員会が選任、解任等に関する議案を決定し、株主総会において選任監査を担当する会計士の交替：監査法人のなかで、監査を担当する公認会計士は、一定期間（7年間）

での交替制となっている。また、監査の独立性確保のため、監査法人は、同一企業に対して監査証明業務とコンサルティング等の非監査証明業務を同時に提供することは禁止されている。

## ・自己株式取得について

### 1) 取締役会決議による自己株式取得

概要：商法改正により、定時株主総会の決議による自己株式取得とは別に、定款に定めることで自己株式取得を取締役会で決議することができるようになった（2003年9月より）

背景：これまでは自己株式取得は定時株主総会の決議が必要であったため、具体的な予定がなくとも取得が必要な事態の発生に備えて、毎年、定時株主総会の決議を行っていた。取締役会決議による自己株式取得が可能になると、機動的な資本政策の遂行が可能となる。

取得方法：すべての株主に対して平等に保有株式を処分する機会が提供されるよう、市場取引または公開買付による取得のみが認められている。

取得上限：中間配当と同様の性質のものであるとの認識に基づき、中間配当限度額\*が取得額の上限とされている。実際の取得枠は、取締役会でその都度決議する。

\*中間配当限度額 = 純資産 - { 資本金 + 法定準備金 + 配当額等 }

情報開示：

- ・取締役会決議：自己株式取得に関する取締役会決議は、インサイダー取引規制上の重要事実となる

ため、取締役会決議後、すみやかに所定の方法により公表しなければならない。

取得の報告：取得後に株数と総額を開示。営業報告書に取締役会決議ごとの取得理由、株数、総額を記載。

### 2) 定時株主総会決議による自己株式取得

概要：定時株主総会の決議による自己株式取得。

招集通知に取得株式の種類、取得総数、取得総額を記載。

取得方法：市場取引または公開買付による取得のみが認められている。

取得上限：配当可能利益額が取得額の上限とされている。実際の取得枠は、取締役会でその都度決議する。

情報開示：

- ・取締役会決議：自己株式取得に関する取締役会決議は、インサイダー取引規制上の重要事実となるため、取締役会決議後、すみやかに所定の方法により公表しなければならない
- ・取得の報告：取得後に株数と総額を開示。営業報告書に年間の株数と総額を記載。

## LEGAL INFORMATION

本レポートは信頼できる情報に基づいて作成されたものですが、その情報の確実性あるいは完結性を表明するものではありません。当社は、本レポートに含まれる情報を利用したこと起因する一切の直接および間接の損害に対する責任を負いません。本レポートに含まれる情報等の著作権その他のあらゆる知的財産権は当社に帰属します。当社からの事前の書面による承諾なしに、当該情報を商業目的に利用することを禁止します。